

手 数 料 表

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。

類 型	サービスの種類及び内容	手数料の上限額及び負担者
共 通	【職業紹介サービス】 求人・求職の申し込みを受理した時以降、 求人者・求職者に提供する紹介のサービス	【成功報酬】 1. 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の <u>30%</u> 2. 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中に支払われる賃金の <u>30%</u> ※手数料負担者は求人者とします。
一般登録型	【職業紹介の付加サービス】 求人の充足に向けた求人者に対する専門 的な相談・助言サービス	【成功報酬】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の <u>30%</u> ※手数料負担者は求人者とします。
サーチ/スカ ウト型	特定の条件による特別の求職者の開拓 や、そのための調査	【着手金】 <u>1,000,000円</u> 【活動 1 日あたり】 <u>100,000円</u> 【成功報酬】 1. 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の <u>30%</u> 2. 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中に支払われる賃金の <u>30%</u> ※手数料負担者は求人者とします。
再就職支援型	就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	【着手金】 <u>500,000円</u> 【相談・助言終了時】 <u>250,000円</u> 【成功報酬】 <u>250,000円</u> ※手数料負担者は関係雇用主とします。

※上記報酬額は有料職業紹介の上限額です。実際の報酬額は上記範囲内において合意した金額とし、契約書等に定めるものとします。

※手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※就職後 1 年間に支払われる賃金とは、内定書や労働条件通知書に記載されている額とします。なお、期間の定めのある雇用契約の場合、雇用契約期間中（雇用契約が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金とします。

◆返金制度 紹介した求職者が自己都合により退職した場合、お支払いいただいた紹介手数料の一部を、以下の通り返金いたします。

1 ヶ月以内…90%	2 ヶ月以内…80%
3 ヶ月以内…60%	4 ヶ月以内…40%
5 ヶ月以内…20%	6 ヶ月以内…10%

許可番号 09ーユー300250

事業所名称 (株) アイエーシー

事業所所在地 栃木県宇都宮市野沢町494-34

職業紹介責任者 菊地 正弘